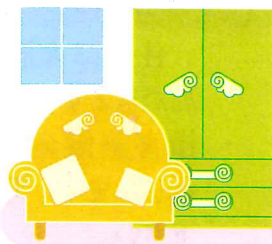


なお、これらの費用の集金、管理及び支払業務についても、入居者が、共同で行っていただくことになっています。

- (ア) 階段、廊下、外灯などの電灯代、電球等の取替費
- (イ) 給水タンクの動力費、水道の減菌塩素代金
- (ウ) 散水栓、ゴミ置場水栓の水道料金
- (エ) 汚水処理施設の維持管理及び運転に要する費用
- (オ) 集会所の維持管理に要する費用

これらの他に団地によって自治会費などを集めている場合がありますが、これは、ここでいう共益費ではありません。共益費の支払いをおこたると廊下灯もつかず、水道も出ず汚水処理もできないことになります。



5. 住宅の模様替え等

市営住宅は、居住専用の住宅ですから、住宅の一部でも居住以外の用途（商店・事務所など）に使用することは禁止されています。

松山市の承諾なく模様替えをしたり、用途を変更した場合は、その是正を命じるだけでなく、その住宅の使用承諾を取消し、住宅の明渡しを請求することとなります。

6. 火災予防

火災は、一瞬の間に財産をなくし、生命を危険にさらすものです。日頃から細心の注意を払い、万一、出火した場合は、隣近所に大声で知らせ、小火のうちに消し止めましょう。

常日頃から出火の原因となる事柄（タバコや電気、ガス）などには細心の注意をはらって下さい。廊下に消火器がありますが、家庭用の小型消火器も備え、その使用方法をよく知って消火に役立てて下さい。



火災発見の際には、直ちに119番へ通報して下さい。万一、火災が起きたときは、消火活動を実施し、消防署へ連絡することが大切ですが、火勢が大きくなれば、素人だけの消火活動は危険ですから逃げて下さい。そのとき、延焼を防ぐため、戸窓をすべて締め密室にして玄関又は、バルコニーから隣家へ逃げて下さい。バルコニーが隔壁板で仕切られている場合は壊して逃げて下さい。有事の際の避難のために、バルコニーには物を置かないようにしましょう。

出火の原因が入居者の不注意によるものであるときは現状回復、損害賠償、住宅の明渡しなどの措置を受けることとなります。

小火であっても事故のあったときは、松山市営住宅管理センターまで知らせて下さい。

ガス漏れに気付いたときは、ガス供給業者に通報しましょう。

7. その他

(1) 敷金について

住宅に入居する際、家賃の2ヶ月分相当額を敷金として納入していただきます。この敷金は、住宅の明渡しをされる場合に、家賃の未納、損害賠償金などがない場合は全額、あればそれを差し引いた額をお返しします。明渡しをされる場合は、返還届と共に請求書を提出して下さい。

※この敷金に利子は付きません。

(2) 立入検査

松山市が住宅管理上必要と認めたときは、住宅への立入り検査を行うことがあります。

(3) 明渡し請求

明渡し請求の事由は、各項目でも説明しておりますが、次の通りです。

- (ア) 不正の行為によって市営住宅へ入居したとき。
- (イ) 家賃〈割増家賃を含む〉を3ヶ月分以上滞納したとき。
- (ウ) 市営住宅又は付属施設を故意または重過失により滅失し、または毀損したとき。
- (エ) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (オ) 市営住宅を他の者に貸し又は入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- (カ) 同居の承認、入居の承継の規定に違反したとき。
- (キ) 市長の承諾なく、市営住宅の現状に変更を加えたとき。
- (ク) 市長の承諾なく、市営住宅を住宅以外の用途に使用したとき。
- (ケ) 市営住宅内の環境を乱し、他の入居者に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (コ) 入居者又は同居者が暴力団員であると判明したとき。
- (サ) その他条例、規則又は市長の行った処分に違反したとき。